

人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／8月21日(木) 13:00~16:00
- 場所／きび保健福祉センター ボランティアルーム

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (さまざまな人権問題)

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン(家庭内暴力など女性の人権問題)

☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番(いじめ・虐待など子どもの人権問題)

☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

総務課 (吉備庁舎)

電話 22-3291

ファクス 52-3210

ありがとう

人権機関有田川で、今年度の重点テーマを「ありがとう」と決めました。

「ありがとう」とは、日本語で感謝の気持ちを表す言葉です。この言葉は「有り難し(ありがたし)」という古語に由来し、あることが難しい、つまり、めったにないほど貴重で幸運なことだ、という意味を持っています。そのため「ありがとう」とは、相手の行為や存在に対して、深い感謝の気持ちを伝える大切な言葉なのです。

「ありがとう」を大切にする理由はさまざまですが、主なものとして、感謝の気持ちを伝えることで相手との関係を深め、より良い人間関係を築くことができる点が挙げられます。また、感謝の気持ちを伝えることは、自分自身の心を豊かにし、ポジティブな気持ちを高める効果もあります。

「ありがとう」は相手のためだけでなく、自分自身にも多くのメリットをもたらす言葉です。

日々、感謝の心を意識し、積極的に言葉にすることで、私たちはより

豊かな人生を送ることができると思います。

人間同士が言い争ったり、戦い合ったりするのは嫌です。平和な世の中にしていくためには何が必要か。

今は早く世界の戦争が終わってほしいです。一人一人が感謝の心を持つことができれば、争い事はきっと少なくなるはずです。

今年度も人権機関有田川では「ありがとう」をテーマにたくさんの方の言葉を募集します。小学生、中学生、高校生、そして地域の方々、一つの標語を考える時間で、自分自身の心の中の言葉を探してみませんか。きっと何か発見できることがあると思います。

今年度も、たくさんの応募を楽しみにお待ちしております。

人権機関有田川理事 中林 良子

全国一斉

「子どもの人権相談」

強化週間の実施

●内容／いじめ・体罰・児童虐待など、こどもをめぐるさまざまな人権問題について、法務局職員また

は人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。一人で悩まずにお気軽に相談ください。

●期間／8月27日(水)～9月2日(火)

●時間／(平日) 8時30分～19時
(土日) 10時～17時

●相談窓口

①電話による相談(全国共通・無料)
「こどもの人権 110 番」
☎ 0120・007・110

②SNS(LINE)による相談
アカウント名/法務局 LINE
じんけん相談

検索ID/@linejinkensoudan



●お問い合わせ

和歌山地方法務局人権擁護課
和歌山県人権擁護委員連合会
☎ 073・422・5131